

5. 災害救助に関する資料

5-1-1 災害救助法の過去の適用例

(1)過去の災害救助法の適用(昭和23年以降)

年月日	災 害 名	適 用 市 町 村
昭和 23. 7.26	水 害	(婦負郡)熊野村、婦中町 (1町1村)
24. 5. 2	火 災	(西砺波郡)戸出町 (1町)
24. 8.31 ～ 9. 1	水 害 (キティ台風)	(婦負郡)山田村、野積村、熊野村、(下新川郡)泊町、上中島村 (1町4村)
24.11.26	" (アイリーン台風)	高岡市 (1市)
25. 9. 8	" (ジェーン台風)	県下全域 (2市112町村)
27. 4.17	火 災	(下新川郡)生地町 (1町)
27. 7. 1	水 害	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、(上新川郡)上滝町、大山村、大久保町、(中新川郡)水橋町、滑川町、浜加積村、北加植村、東加積村、南加積村、山加積村、中加積村、西加積村、上条村、三郷村、富川村、柿沢村、和田村、舟橋村、新川村、雄山町、立山村、釜ヶ淵村、(下新川郡)東布施村、舟見町、(婦負郡)婦中町、朝日村、保内村、神保村、(射水郡)小杉町、作道村、老田村、大江村、大門町、二口村、(氷見郡)氷見町、余川村、神代村、仏生寺村、十二町村、布勢村、上庄村、熊無村、速川村、久目付、藪田村、宇波村、(東砺波郡)中田村、東般若村、井波村、庄川町、砺波町、鷹栖村、城端町、(西砺波郡)福岡町、赤丸町、五位山村、津沢町、西野尻村、石動町、藪波村、水島村、北蟹谷村、南蟹谷村、松次村、正得村、南谷村 (4市16町50村)
28. 4.29	火 災	高岡市 (1市)
28. 6.17	"	(下新川郡)南保村 (1村)
28. 9.25	風水害 (台風13号)	高岡市、新湊市、(婦負郡)婦中町、神保村、(射水郡)小杉町、(東砺波郡)城端町、福野町、(西砺波郡)石動町、福光町、東石黒村、津沢
29. 9.26	水害・火災 (台風15号)	黒部市 (1市)
31. 9.10	火 災 (台風12号)	魚津市 (1市)
33. 9.26	水 害 (狩野川台風)	新湊市 (1市)
34. 9.26	" (伊勢湾台風)	" (1市)
36. 6.30	梅雨前線・豪雨	氷見市 (1市)
38. 1. 7	高 波	新湊市 (1市)
38. 2.23	豪 雪	(東砺波郡)福野町、(西砺波郡)福光町
39. 7.16	地すべり	氷見市 (1市)
39. 7.18	豪 雨	高岡市、(射水郡)小杉町 (1市1町)

年月日	災 害 名	適 用 市 町 村
44. 8. 9 ～ 8.12	水 害	富山市、魚津市、滑川市、(上新川郡)大山町、(中新川郡)上市町、立山町、 (下新川郡)朝日町、宇奈月町、入善町 (3市6町)
54. 4.11	火 災	(西砺波郡)福光町 (1町)
平成		
20. 2.24	高 波	入善町 (1町)
20. 7.28	豪 雨	南砺市 (1市)
令和		
3.1.9	大 雪	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市 (4市)

(2)昭和38年豪雪に関するもの

区 分	内 容
災 害 名	昭和38年豪雪
適 用 年 月 日	昭和38年2月23日
対 象 市 町 村	福野町、福光町
被 害	特になし、(孤立の危険性のため)
参 考	全国の被害は、死者228名、行方不明3名、負傷者356名、住家全壊735棟、半壊982棟、床上浸水640棟、床下浸水6,388棟等、被害世帯数2,038世帯、被災者9,225名であった。 災害救助法の適用は、11県109市町であった。 なお、富山県をはじめ18府県に対しては、豪雪災害の特殊性に鑑み、厚生大臣に対する事前協議を省略し、知事権限で発動できることとなっていた。

資料：防災・危機管理課

5- 1- 2 富山県における災害救助法の適用基準

R4.1.1現在

市町村	人口	世帯	住宅が滅失した世帯数	県下で1,500世帯以上滅失した場合の世帯数	県下で7,000世帯以上滅失した場合の世帯数
富山市	410,807	172,888	150	75	当該市町村の区域内の被害の世帯数が多数であること
高岡市	164,414	65,783	100	50	
魚津市	39,678	15,957	60	30	
氷見市	42,775	15,980	60	30	
滑川市	32,208	12,321	60	30	
黒部市	39,274	15,313	60	30	
砺波市	47,661	17,227	60	30	
小矢部市	28,404	9,696	50	25	
南砺市	46,868	16,646	60	30	
射水市	90,127	34,077	80	40	
舟橋村	3,189	1,066	30	15	
上市町	18,925	7,306	50	25	
立山町	24,411	9,170	50	25	
入善町	23,242	8,779	50	25	
朝日町	10,787	10,787	40	20	
	1,022,770	412,996			

住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂等の堆積により一時的に居住不能になった世帯については3分の1世帯とみなす。

5-2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	指定箇所数	災害種別ごとの指定箇所数(複数選択可)								想定収容人数	災害種別ごとの想定収容人数(複数選択可)							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
富山市	324	279	165		221	26	19											
高岡市	163	107	40		145	13	7			587,644	310,800	66,394		561,491	9,805	195,330		
魚津市	57	35	16	13	33	13	49			28,084	28,084	9,402	11,658	27,012	11,658	27,082		
氷見市	226	127	73		213	71				240,794	60,976	56,030		239,623	78,890			
滑川市	54	45	54	54	52	54				167,335	114,485	156,785	167,335	166,735	161,335			
黒部市	77	53	65		68	10	77			52,363	29,026	47,655		45,615	11,937	52,362		
砺波市	35	8	11		35		14			478,219	23,648	92,536		478,219		397,609		
小矢部市	70	43	65		70		70			14,745	12,625	14,215		14,745		14,745		
南砺市	71	69	60		71		71	71		196,400	195,400	171,800		196,400		196,400	196,400	
射水市	98	51	6		76	55				175,291	94,996	4,123		158,020	66,057			
舟橋村																		
上市町	36	33	34		36		36			10,499	10,115	10,317		10,499		10,499		
立山町	35	26	34		35					80,570	65,250	77,670		80,570				
入善町	64	18	64	64	62	57	46			404,574	89,430	404,574	404,574	403,515	359,063	359,151		
朝日町	137	3	118	112	120	112				16,130	430	14,100	13,690	13,510	13,690			
計	1,447	897	805	243	1,237	411	389	71	0	2,452,648	1,035,265	1,125,601	597,257	2,395,954	712,435	1,253,178	196,400	0

資料：県防災・危機管理課

5-3 主食類応急調達システム図

図1 [災害救助法・国民保護法が発動された場合の災害救助用米穀の調達体制]

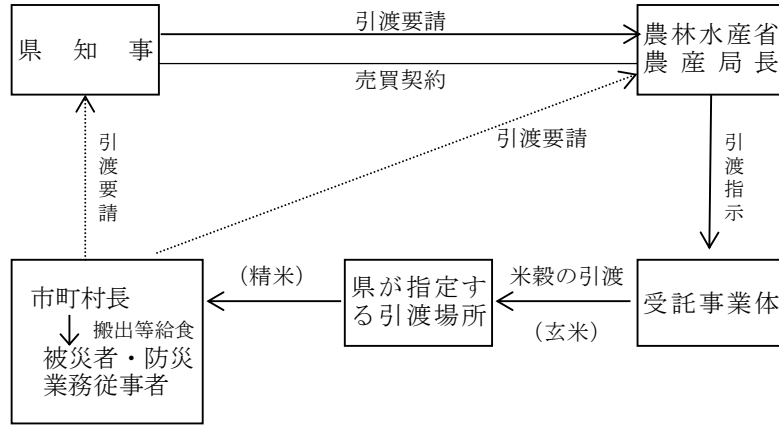
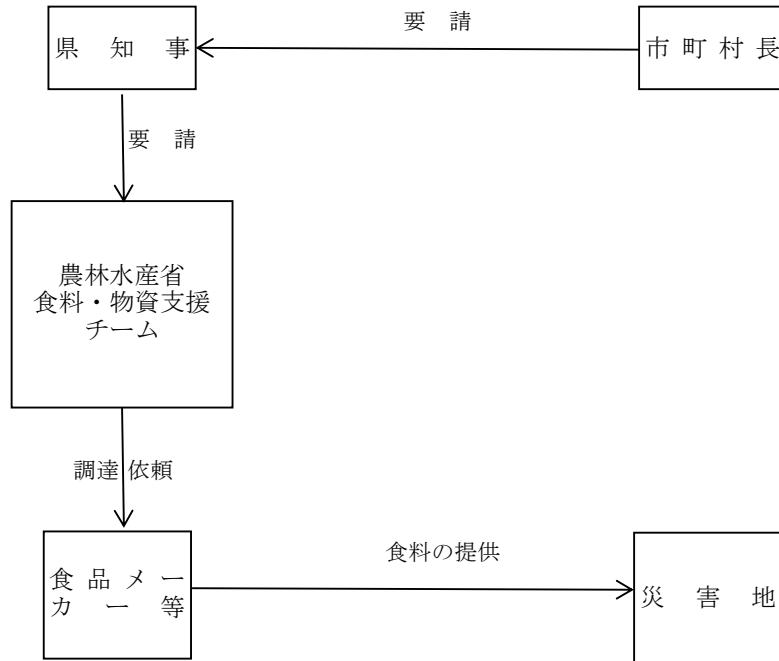


図2 [応急用食料の調達体制]



資料：県農産食品課

5-4 小中学校給食施設

R3.5.1現在

		小中学校(給食施設)		備 考
		箇 所	食 数	
1	富 山 市	71	31,820	共同調理場(2) 内数
2	高 岡 市	34	12,141	共同調理場(1)
3	魚 津 市	1	2,861	共同調理場(1)
4	氷 見 市	5	2,991	共同調理場(1)
5	滑 川 市	1	2,670	共同調理場(1)
6	黒 部 市	2	3,387	共同調理場(1)
7	砺 波 市	1	4,115	共同調理場(1)
8	小 矢 部 市	1	2,065	共同調理場(1)
9	南 砺 市	15	3,601	共同調理場(1)
10	射 水 市	11	7,662	共同調理場(1)
11	舟 橋 村	2	377	
12	上 市 町	7	1,359	
13	立 山 町	1	1,980	共同調理場(1)
14	入 善 町	5	1,707	
15	朝 日 町	3	676	
	合 計	160	79,412	

資料:県保健体育課

5-5 応急給水用具等

令和3年4月1日現在

区分 事業体名	車 両						タンク類								
	給水車		ライト バン	小型 貨物車	調査 広報車	その他	給水タンク類						ポリタンク		
	積載量	台数					2000L	1800L	1500L	1000L	200L	その他	20L	10L	ビニル袋
富山市	3.6t 2t	1 2	11	12	6	21	14		2	7			75		10L×3,330 7L×820 6L×29,538
高岡市	2t	1	4	3		16	5		1	5					6L×13,400
魚津市	3.6t	1	1	2		3			2	3			150		6L×3,060
氷見市	3.8t	1	3	2			2			5			19		10L×1,600 6L×2,500
滑川市					2					3			100		6L×7,800 10L×1,100
黒部市						2				5			70		6L×650
砺波市	2t	1	1	2			2			2			30		6L×800
小矢部市	2t	1			1	2	1		1	3			0	90	6L×2,000
南砺市	3t	1	2	1	2	1	3		1	1		2	100		6L×2,000
射水市	2t	1	2	1	2	7	2			4		4	60	50	6L×4,800
舟橋村				2		2							50		
上市町			1		1	2				2			125		8L×300
立山町	2t	1	1	2	1		1						30		6L×300
入善町			1		1	4			1				50		
朝日町			1							2	2		30		
富山県 企業局			7												
砺波広域圏 事務組合			1	2		1	1								
合計	—	11	36	29	16	61	31	0	8	42	2	6	889	140	—

資料：県生活衛生課

5-6-1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、あるいは住居・家財を失った個人のそれら個人的被害に対する救済制度として昭和48年9月に制定された「災害弔慰金の支給等に関する法律」がある。

1. 実施主体 市町村（条例の定めるところによる。）
2. 費用の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4（災害援護貸付金の貸付原資負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3）
3. 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護貸付金の内容

(1) 災害弔慰金

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	

(2) 災害障害見舞金

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
支給額	① 生計維持者	250万円
	② その他の者	125万円
障害の程度	① 両眼が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	

(3) 災害援護資金

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 災害救助法の救助が行われた災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 															
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">150万円</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">250万円</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">270万円 (350)</td> <td rowspan="5" style="border-left: 1px solid black; padding: 0 10px;">350万円</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>170万円(250)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>250万円(350)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>350万円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(注) 特別の事情がある場合は () 内の額</p>	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円	150万円	170万円(250)			250万円(350)			350万円		
150万円	250万円	270万円 (350)	350万円													
150万円																
170万円(250)																
250万円(350)																
350万円																
貸付条件	所得制限	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(世帯人員)</th> <th style="width: 85%;">市 町 村 民 税 に お け る 総 所 得 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	(世帯人員)	市 町 村 民 税 に お け る 総 所 得 金 額	1 人	220万円	2 人	430万円	3 人	620万円	4 人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		
(世帯人員)	市 町 村 民 税 に お け る 総 所 得 金 額															
1 人	220万円															
2 人	430万円															
3 人	620万円															
4 人	730万円															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。															
	利 率	年3%以内で市町村が条例で定める率 (据置期間は無利子)														
	据 置 期 間	3年 (特別の事情のある場合は5年)														
	償 還 期 限	10年 (据置期間を含む)														
	償 還 方 法	年賦、半年賦又は月賦														

資料：県厚生企画課

5-6-2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するもの。

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	中規模半壊 (2. ⑤に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
	100万円 (中規模半壊)	50万円 (中規模半壊)	25万円 (中規模半壊)

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ① 基礎支援金：り災証明書、住民票 等
② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内
② 加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

資料：県厚生企画課

5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準

区 分		救 援 物 資
災 害 程 度	全 焼 全 壊 流 出	1人につき 毛 布 4月～5月、10月 1枚 11月～3月 2枚 綿 毛 布 6月～9月 1枚 タ オ ル 10本 1世帯につき 緊急セット 1～4人 1個 5人以上 2個 カセットコンロ (ガスボンベ3本付き) 1台 鍋セットまたはポット 1台
	床 上 浸 水	1世帯につき 緊急セット 1個 タ オ ル 30本 石 鹼 1箱
弔 慰 金		自然災害および火災による死亡者 1 人 10,000円

- 1 この基準は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 大規模災害については実情に応じて行うものとし、この基準にはよらないものとする。
- 3 この基準は、非住家には適用しない。
- 4 災害による死亡者があった場合は、世帯構成員から死亡者を除いた基準で配分する。
(但し、配分の際に生死が不明の場合はこの限りではない)

資料：日本赤十字社富山県支部

5-8 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況

[資機材]

R3.12.31現在

品 名	
(1)車両	7台 内訳 救急車 1 通信指令車 1 救援トラック 1 小型車 4 * 別途、県内市町村日赤地区分区に小型車32台
(2)衛星電話	4台
(3)業務無線	2基(基地局2) 34台(移動局12、携帯型移動局22)
(4)短波無線(アマ無線)	1基
(5)NBC(災害除染セット)	1セット
(6)発電機(携帯型)	5台
(7)投光器	4台
(8)医療用作業台	5台
(9)救護班用放射線防護資材	14セット
(10)AED	4台
(11)浄水器	1台
(12)パイプテント(2K×3K)	10張
(13)ドラッシュテント	2張
(14)ワンタッチテント	4張
(15)エアテント	2張
(16)担架	15台
(17)担架架台	6台
(18)移動組立式炊飯器	13セット * 別途、県内市町村日赤地区分区に50組
(19)医療セット	3セット
(20)通信用パソコンセット	2セット
(21)モバイルWiFiルーター	1台
(22)携帯電話	1台

[医療救護班等]

名 称	内 訳
<p>常備救護班 8個班</p>	<p>班の構成基準</p> <p>医 師 1人</p> <p>看護師長 1人</p> <p>看 護 師 2人</p> <p>主 事 2人</p> <p>計 6人</p>
<p>災害医療コーディネートチーム 1チーム</p>	<p>チームの構成基準</p> <p>コーディネーター 1人</p> <p>コーディネートスタッフ 3人</p> <p>計 4人</p>
<p>DMAT 2チーム</p>	<p>チームの構成基準</p> <p>医 師 1人</p> <p>看 護 師 2人</p> <p>業務調整員 1人</p> <p>計 4人</p>

[被災者見舞用品]

品 名	数 量
(1)毛布	1,500枚
(2)綿毛布	240枚
(3)緊急セット	980個
(4)石鹼(6個入り)	350個
(5)タオル	6,670枚
(6)携帯型ガスコンロ	80個
(7)鍋セット	110台
(8)安眠セット	350個

資料:日本赤十字社富山県支部

5-9 移動可能な給食器材

市町村名	釜	鍋	ガスバーナー	ポット	やかん	食器類		
						茶わん	おわん	湯のみ
富山市	1	1	1					
	2							
高岡市	炊飯釜 2		1					
魚津市								
滑川市		3				3,300人分		
黒部市	3	8	5		0	食器セット 3,000		
砺波市		6	6					
南砺市								
射水市	19	6	6	0	0	食器セット 2,700		
上市町	炊飯釜 2							

資料：県防災・危機管理課

5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況

1 水道事業者の給水車両等の保有状況

R3.4.1現在

車両(台)		給水タンク(個)				ポリタンク(個)		ビニル袋	
給水車・貨物車	その他	2トン	1.5トン	1トン	その他	20L	10L	10L	10L未満
40	113	31	8	42	8	889	140	6,030	67,968

2 配水池の現況

R3.4.1現在

	配水池数(池)	容量(m ³)	配水池貯留時間(時間)
上水道事業	345	192,223	17.5
簡易水道事業	83	7,343	9.7

3 緊急遮断弁が設置されている配水池の現況

R3.4.1現在

事業体名	富山市	高岡市	氷見市	魚津市	滑川市	黒部市	砺波市	南砺市	射水市	上市町	合計
配水池数(池)	27	4	1	3	1	1	4	1	2	5	49
有効容量(m ³)	74,080	15,500	6,000	7,438	3,500	4,250	11,690	3,000	16,500	3,105	145,063

4 県内の水道災害対策緊急連絡管について

R3.4.1現在

番号	連絡市町村	送水能力(m ³ /日)	
1	高岡市～氷見市	500 700	高岡→氷見 氷見→高岡
2	高岡市～射水市	3,000	高岡→射水 射水→高岡
3	高岡市～砺波市	700 1,500	高岡→砺波 砺波→高岡
4	滑川市～上市町	1,400	滑川→上市 上市→滑川
5	南砺市～砺波市	3,000	南砺→砺波 砺波→南砺
6	富山市～射水市	8,700 8,500	富山→射水 射水→富山
7	富山市～滑川市	1,300 1,000	富山→滑川 滑川→富山
8	黒部市～魚津市	3,000	黒部→魚津 魚津→黒部

資料: 県生活衛生課

5-11 社会福祉施設の設置状況

R3.4.1時点

施設の種類	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) の際の窓口
			公立 ①	社会福祉 法人 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤			
児 童	児童養護施設 (児童福祉法第41条)	3		3				195	子ども支援課	児童相談所
	児童自立支援施設 (児童福祉法第44条)	1	1					80	"	"
福 祉	乳児院 (児童福祉法第37条)	1			1			40	"	"
	福祉型障害児入所施設 (児童福祉法第42条)	2	2					100	障害福祉課	"
社 会 福 祉 施 設	医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条)	2	1	1				107	"	"
	指定発達支援医療機関 (児童福祉法第6条の2の2条)	2	2					220	"	"
設	福祉型児童発達支援センター (児童福祉法第43条)	5	4	1				146	"	市 町 村
	医療型児童発達支援センター (児童福祉法第43条)	2	2					60	"	"

施設の種類	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) の際の窓口
			公立 ①	社会福祉 法人 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤			
児童福祉施設	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	1		1				2	子ども支援課	県厚生センター 市福祉事務所
	児童館 (児童福祉法第40条)	47	14	20	1	8	4	-	"	施設
	児童遊園 (児童福祉法第40条)	6	6					-	"	"
	助産施設 (児童福祉法第36条)	10	6	2		1	1	49	"	県厚生センター 市福祉事務所
	保育所 (児童福祉法第39条)	175	119	51	1	4		16,987	"	市町村
	幼保連携型認定こども園 (児童福祉法第39条の2)	120	8	80		32		18,899	"	施設又は市 町
	へき地保育所	1	1					30	"	"
障害者支援施設	障害者支援施設 (障害者総合支援法第5条第11項)	27		27				1,325	障害福祉課	市町村
保護施設	救護施設 (生活保護法第38条)	1		1				200	厚生企画課	県厚生センター 市福祉事務所
	医療保護施設 (生活保護法第38条)	2		2				520	"	"
老人福祉施設	老人デイサービスセンター (老人福祉法第5条の3)	466	1	125	78	249	13	-	高齢福祉課	施設

施設の種別	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) の際の窓口
			公立 ①	社会福祉 法人 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤			
老人福祉施設	老人短期入所施設 (老人福祉法第5条の3)	104		93		11		1,565	〃	〃
	養護老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	4	1	3			330	〃	市町村	
	特別養護老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	86		86			5,497	〃	施設	
	軽費老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	24		21		3	1,404	〃	〃	
	老人福祉センター (老人福祉法第5条の3)	22	2	16		1	3,218	〃	〃	
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	4		4			60	〃	市町村	
	老人憩の家	2		2			-	〃	施設	
	老人休養ホーム	1		1			-	〃	〃	
社会福祉施設 その他	視聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法第34条)	1		1				-	障害福祉課	施設
	地域交流ホーム	2		2				-	高齢福祉課	〃
(参考)	介護老人保健施設 (介護保険法第7条)	46	1	6		39	4,270	高齢福祉課	〃	

(注) 1. 経営主体の内訳中「②を除く公益法人」とは、財団、日赤を、「その他の法人」とは、宗教法人等を、「その他」とは、個人、婦人会をさす。
2. 介護老人保健施設は、病院と家庭との中間的存在であるが、参考のため掲載した。

5-12 災害救助物資の現物備蓄状況

1 全体の備蓄計画

- (1) 被害想定(呉羽山断層地震)による4日後避難所避難者数 311,018 人のうち、
建物の全壊により、避難時に非常食を持ち出すことのできない者
…77,755 人(311,018 人×0.25) 【(全壊 90,424)/(90,424+半壊 273,752)≒25%】

(2) 備蓄割合

備蓄主体	方法	割合	備蓄対象人員
県	現物備蓄	30%	23,327 人
	流通備蓄	20%	15,551 人
その他	市町村備蓄	40%	31,102 人
	応援 ※	10%	7,775 人
計		100%	77,755 人

※り災をまぬがれた個人等からの支援

- (3) 寝具類 23,327 人×1 枚/1 人=23,327 枚
(4) 防水シート 23,327 人×2 m²/1 人÷19.44 m²/枚=2,400 枚
(5) 非常食料 23,327 人×3 食×3 日= 209,943 食
(6) マスク 23,327 人×3 日≒70,000 枚
(7) 非接触型体温計 23,327 人÷50 人≒450 本
(8) 手指消毒液 23,327 人×3ml×3 回×3 日=629,829ml

2 県の現物備蓄状況(令和3年4月1日現在)

区分	品目	規格	割合	単位	全体備蓄数量	保管場所	
						県備蓄倉庫	広域市町村圏
寝具類	毛布		(85%)	(枚)	19,900	2,900	17,000
	シュラフ		(15%)	(個)	3,500	550	2,950
	計		(100%)		23,400	3,450	19,950
防水シート		3.6m×5.4m		(枚)	2,700	460	2,240
感染症対策物資	マスク			(枚)	70,000	40,000	30,000
	非接触型体温計			(本)	610	50	560
	手指消毒液			(ℓ)	750	70	680
非常食料	カンパン類	5 年保存	(1/3)	(缶・袋)	70,126	5,712	64,414
	アルファ米	(クッキーのみ 10 年)	(1/3)	(袋)	75,140	2,500	72,640
	レトルト食品	7 年保存	(1/3)	(袋)	50,800	0	50,800
	サバイバルフーズ	10 年保存		(食)	19,320	2,100	17,220
	計		(100%)		215,386	10,312	205,074

3 現物備蓄の保管場所

広域市町圏ごとに小学校の空き教室等に保管

保管場所		〒	所在地	電話番号	FAX番号
富山県災害救援物資備蓄倉庫		930-0821	富山市飯野 26-1	076-451-7878	076-451-6872
富山	上市中央小学校	930-0355	中・上市町横法音寺 1	076-472-2222	076-473-2086
	中部厚生センター	930-0355	中・上市町横法音寺 40	076-472-1235	076-473-0667
	広域消防防災センター	939-8241	富山市惣在寺 1090-1	076-429-9911	076-429-9913
	農林水産総合技術センター	939-8153	富山市吉岡 1124-1	076-429-2111	076-429-2701
	富山県総合体育センター	939-8252	富山市明ヶ島 183	076-444-3101 (076-429-5455)	076-444-4617 (076-429-4163)
	とやま健康パーク	939-8224	富山市友杉 151	076-444-3222 (076-428-0809)	076-444-3496 (076-428-0831)
高岡 射水	高岡横田小学校	933-0956	高岡市宮田町 9-1	0766-23-0774	0766-23-0781
	高岡博労小学校	933-0935	高岡市博労本町 5-1	0766-21-0583	0766-21-0584
	高岡厚生センター	933-8523	高岡市赤祖父 211	0766-26-8413	0766-26-8464
	富山県立大学	939-0398	射水市黒河 5180	0766-56-7500	0766-56-6182
	旧射水中伏木小学校	934-0001	射水市庄西町 2-12-50	0766-51-6632	0766-51-6648
	新湊高校	934-8585	射水市西新湊 21-10	0766-84-2330	0766-84-2354
新川	黒部生地小学校	938-0081	黒部市生地経新 1004	0765-57-1044	0765-57-1244
	桜井高校	938-8505	黒部市三日市 1334	0765-52-0120	0765-52-1694
	新川厚生センター	938-0025	黒部市堀切新 343	0765-52-1224	0765-52-4440
	新川厚生センター魚津支所	937-0805	魚津市本江 1397	0765-24-0359	0765-24-9220
	富山県魚津総合庁舎	937-0863	魚津市新宿 10-7	0765-22-9103	0765-22-9155
砺波	砺波東部小学校	939-1305	砺波市千保 250	0763-32-2271	0763-32-2279
	砺波出町中学校	939-1366	砺波市表町 18-29	0763-33-1111 (0763-33-2329)	0763-33-5325 (0763-33-2330)
	砺波庄川小学校	932-0305	砺波市庄川町金屋 1748	0763-33-1111 (0763-82-0273)	0763-33-5325 (0763-82-1769)
	砺波市庄川支所	932-0314	砺波市庄川町青島 401	0763-33-1111 (0763-82-1901)	0763-33-5325 (0763-82-4208)
	富山県西部体育センター	939-1313	砺波市柳瀬 241	076-444-3101 (0763-33-3412)	076-444-4617 (0763-33-5840)
	南砺市福野庁舎	939-1521	南砺市苗島 4880	0763-23-2003	0763-52-6340
	砺波厚生センター	939-1506	南砺市高儀 147	0763-22-3511	0763-22-7235
	となみ野高校	932-0114	小矢部市清水 95-1	0766-61-2040	0766-61-8255

【市町村の備蓄の状況】

(令和3年4月1日現在)

区分 市町村名	備蓄物資等の状況																
	食糧					飲料	毛布等	被服	日用品		医療品等	テント	担架	浄水装置	パティレットペーパー	燃料	トイレ
	乾パン(食)	麺類(個)	インスタント米(食)	缶詰					ろ	懐中電灯(個)							
				主	副												
富山市	51,858		600			36,616											
高岡市			44,150				3,552	10,805			25						79,336
魚津市	9,590		760			20,880	2,363										245
氷見市			146			148											
滑川市	960		5,300			9,420	1,500	1,500	600		5		26				795
黒部市	1,152		6,070			3,463							20				20
砺波市							1,450	5,272					66				80
小矢部市	26,280		6,000			44,800	2,930	9,298	100				8				48,514
南砺市						5,040											
射水市	8,040		17,250			1,200	7,230										39,685
舟橋村	96		450				575						4				
上市町			4,000			792	1,050	2,232		20	20				80		
立山町			4,600			216	2,460	8,790									25,422
入善町	10,500		250			3,766	1,594	4,988									72,000
朝日町			1,950			1,143				2							56
合計	108,476	0	91,526	0	0	127,484	24,704	42,885	700	22	50	94	30	0	80	0	266,153

資料：厚生企画課(内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」より)